

生産性向上のための IoT・AI 導入支援事業
IoT・AI 導入活用事例取材 業務委託仕様書

公益財団法人 東京都中小企業振興公社
総合支援部 総合支援課

1	件名	3
2	目的	3
3	応募要件	3
4	全体概要	3
5	業務内容	4
6	成果物の納品	8
7	受託者の責務	9
8	履行期限	9
9	支払方法	9
10	セキュリティポリシー要件	9
11	著作権等	10
12	契約情報	11
13	暴力団等排除に関する特約条項	11
14	その他	11

1 件名

IoT・AI 導入活用事例取材業務委託

2 目的

都内中小企業に対し、IoT・AI 活用が自社の生産性向上、付加価値向上等につながる経営戦略の一つであるという理解を深めてもらうため、既に IoT・AI を導入、活用している企業の事例等を収集し、公社 IoT・AI ポータルサイト（以下、「公社ポータルサイト」という。）より発信する。

3 応募要件

委託業務を効果的かつ効率的に実施することができるものであり、適切に遂行するに足る能力を有し、以下の要件を全て満たしていること。

- (1) 本委託業務に対して十分なノウハウを有し、それらを当公社または官公庁等に対して提供した実績を有しているものであること。
- (2) 会社更生法及び民事再生法等による手続きをしていないこと。
- (3) 東京都暴力団排除条例（平成23年3月18日東京都条例第54号）に定める暴力団関係者または東京都契約関係暴力団等対策措置要綱第5条第1項に基づき排除措置期間中の者として公表した者（ただし、排除措置期間中に限る）でないこと。

4 全体概要

(1) 業務概要

- ① IoT・AI 導入活用事例取材（以下、「導入事例取材」という。）（12社）
 - ア 取材内容の設計及びヒアリングシートの作成
 - イ 取材の実施
 - ウ 記事の執筆
 - エ 公社ポータルサイト掲載用WEBページ制作（1社あたり3,000文字程度、写真6点程度）
- ② IoT・AI 製品紹介WEBページ制作（以下、「製品紹介WEBページ制作」という。）（14製品）
 - ア WEBページ原稿の作成
 - イ 公社ポータルサイト掲載用WEBページ制作（1製品あたり600文字程度、写真3点程度）
- ③ 導入事例対象企業2社による経営者対談取材（以下、「対談取材」という。）
 - ア 対談内容の設計及び事前ヒアリングシートの作成
 - イ 対談の実施

ウ 記事の執筆

エ 会社ポータルサイト掲載用 WEB ページ制作（4,000文字程度、写真7点程度）

(2) 実施スケジュール概要

各委託業務のスケジュールは以下のとおりとし、詳細については受託者と会社が協議の上、決定するものとする。

① 導入事例取材（12社）

ア 9月下旬頃、取材した6社の導入事例を会社ポータルサイトへ掲載予定

イ 2月下旬頃、取材した6社の導入事例を会社ポータルサイトへ掲載予定

② 製品紹介 WEB ページ制作（14製品）

ア 9月下旬頃に7製品を会社ポータルサイト掲載予定。

イ 2月下旬頃に7製品を会社ポータルサイト掲載予定。

③ 対談取材（1対談）

ア 12月末日までに対談を実施。

イ 1月中旬頃に実施した対談内容を会社ポータルサイト掲載予定。

(3) 委託期間

契約締結後から2019年3月31日（履行完了）まで

5 業務内容

(1) 運営体制の整備等

① 運営体制の整備

受託者は、契約締結後直ちに、業務の履行に必要な人員を確保し、運営体制を整えること。体制の整備に当たっては取材実績が豊富な業務責任者及び担当者を設置し、業務責任者においては、受託業務全般に係る進捗状況を把握するとともに、会社との連絡窓口として調整を行うこと。

② 運営体制報告書の提出

業務責任者、作業体制、連絡体制について、体制整備後速やかに書面により会社に提出すること。なお、運営体制に変更が生じた場合は、速やかに会社に報告すること。

③ 業務スケジュールの提出

受託者は、契約締結後直ちに、業務スケジュールを作成し提出すること。なお、事業の進捗等により業務スケジュールに変更が生じた場合は、速やかに会社に報告すること。

(2) 導入事例取材（12社）

① 取材内容の設計及びヒアリングシートの作成

受託者は、以下取材内容の例示を踏まえ、当事業の目的達成のために有効な取材

内容を公社へ提案すること。取材内容の決定は、公社の承諾をもって決定することとし、決定した取材内容をもとにヒアリングシートを作成すること。

(取材内容の例示)

- ・ 企業情報
業種、業務内容、資本金、従業員数、売上高等
- ・ IoT・AI を導入・検討したきっかけ
- ・ IoT・AI を導入するまでの取り組み（工夫した点、苦労した点）
- ・ IoT・AI 導入費用、効果測定
- ・ IoT・AI 導入後の課題について
- ・ 導入による副産物、今後の展開について

②取材対象企業の選定

取材対象企業の候補先は、以下、想定する取材先より公社が抽出し、公社と受託者が協議の上、取材対象企業を決定することとする。

(想定する取材先)

- ア 公社が実施する「IoT 経営支援事業」の支援企業
- イ 公社が実施する「IoT・AI・ロボット導入活用実態調査」の調査先
- ウ 公社が実施する「革新的事業展開設備投資支援事業」の採択企業
- エ 公社が実施する「ニューマーケット販路開拓支援事業」の支援先が販売した企業
- オ その他、公社が実施する事業の支援先または、支援先が販売した企業

③取材の実施

受託者は、作成したヒアリングシートを事前に取材対象企業へ送付、回答を得て、対象企業の所在地（島嶼地域を除く東京都内）へ直接取材に行くこととする。また、掲載する写真素材は、必要に応じて受託者が撮影を行うこと。なお、取材に係る一切の費用は、受託者が全て負担するものとする。

④記事の執筆

受託者は、取材対象企業毎に、取材内容をまとめ、公社ポータルサイトへ掲載する記事の執筆を行うこと。（1社あたり3,000文字程度）

⑤取材完了報告書の作成

受託者は、取材対象企業の取材を完了した際は、取材対象企業毎に、以下報告内容の例示を記載した報告書を公社へ提出すること。報告内容の詳細については、公社と協議の上決定することとする。

(報告内容)

- 取材完了報告書の概要（A4片面1枚程度）
 - ・ 企業情報（社名、従業員数、資本金、主な事業内容等）
 - ・ 取材情報（取材日時、取材場所、応対者名、取材者名等）
- 取材内容をまとめたWEB ページ掲載用の原稿

○校正したヒアリングシート

⑥公社ポータルサイト掲載用 WEB ページ製作

受託者は、執筆した記事をもとに、公社ポータルサイトへ掲載する WEB ページを作成すること。(1社あたり3,000文字程度、写真6点程度)なお、公社ポータルサイトは平成30年4月頃公開予定である。

ア ポータルサイトの概要

当会社では、以下の URL で当会社全体の WEB サイトを運営している。公社ポータルサイトは、そのサイト内に新たなサブディレクトリを設けたうえ、その中にサイトを構築する(平成30年4月頃公開予定)

【当会社の WEB サイト】

<http://www.tokyo-kosha.or.jp/>

【IoT・AI ポータルサイト新設予定のディレクトリ】

<http://www.tokyo-kosha.or.jp/support/shien/iot/>

イ CMS及びFTPツールについて

当会社では、CMSとして WEBSpiral を導入している。本 CMS では、主に当会社 WEB サイトで公開するコンテンツのソースのアップロード及び世代管理等実施している。作成するWEBページは、当会社にて、WEBSpiral を用いて本番環境にアップロードを行うことを想定する。

ウ 原稿の WEB ページ作成内容

受託者は、以下の A)~D)に掲げる作業を実施するものとする。ただし、本仕様書に記載のない事項であっても、本業務を完了させるために当然必要となる事項は受託者の責任で実施するものとする。

- A) 原稿ページのデザイン及び画像処理作業を行い作成すること。
- B) スマートフォンを意識したレスポンシブルデザインとすること。
- C) テンプレートを整理し、HTML 及び CSS 定義を行うこと。
- D) 行った定義に基づき、テンプレートのコーディングを行うこと。

エ その他の事項

・準拠が望ましい事項

本仕様書に明記されていない事項のうち、東京都が定める「東京都公式ホームページ作成に関する統一基準」に記載のある事項については、その定め準拠することが望ましい。ただし、その定めに依りがたい場合は、当会社と協議の上、対応方法を決定するものとする。

【東京都公式ホームページ作成に関する統一基準】

https://www.tcvb.or.jp/jp/agreement/h29/documents/170925_74_shiyobesshi5.pdf

・その他受託者が準拠すべき事項

本仕様書に明記されていない事項のうち、東京都が定める別紙1「電子情

報処理委託に係る標準特記仕様書」に記載のある事項については、その定めに従うこと。

常に、最新のウイルス定義ファイルにより更新されたウイルス対策ソフトを用い、ウイルス対策を必ず実施すること。

(3) 製品紹介 WEB ページ製作 (14 製品)

① 掲載製品の選定

掲載する製品は、公社と受託者が協議の上、決定することとする。

② WEB ページ原稿の作成

受託者は、公社より支給されるテキスト及び写真素材をもとに、公社ポータルサイトへ掲載する WEB ページ原稿を作成すること。テキスト及び写真素材の支給時期は、前条の第 2 項にて記載する、公社ポータルサイト掲載予定月の前月中旬頃とする。ただし、詳細日程については、公社と協議の上決定することとする。

③ 公社ポータルサイト掲載用 WEB ページ製作

受託者は、作成した WEB ページ原稿を公社へ提出し、公社の確認をもって公社ポータルサイト掲載用 WEB ページを製作すること。(1 製品あたり 600 文字程度、写真 3 点程度)

(4) 導入活用対談

① 対談内容の設計

対談内容の設計については、以下対談内容の例示を踏まえ当事業の目的達成のために有効な対談内容を公社へ提案し、公社と受託者間で十分な打合せ(2 時間×2 日間程度、開催場所は東京都産業労働局秋葉原庁舎とする。)を行った上、公社の承諾をもって決定することとする。なお、打合せの詳細な日時については別途協議で定める。

(対談内容の例示)

- ・ IoT・AI を導入・検討したきっかけ
- ・ IoT・AI を導入するまでの取り組み
- ・ IoT・AI 導入費用、効果測定
- ・ IoT・AI 導入後の課題について
導入による副産物、今後の展開について
- ・ IoT・AI を導入活用されていない中小企業へのアドバイス
- ・ 中小企業支援を担う国、都、支援機関への要望等

② 対談企業の選定

対談企業の選定は、当委託業務で実施する導入活用事例の取材企業より選定し、公社と受託者が協議の上、決定することとする。

③ 対談の実施

受託者は、以下の事項を実施すること。ただし、本業務を完了させるために当然

必要となる事項は受託者の責任で実施するものとする

なお、対談の実施に係る一切の費用は、受託者が全て負担するものとする。

(事前準備)

- ア 対談企業への依頼
- イ 対談実施日時の調整
- ウ 対談実施会場の手配
- エ 対談当時必要となる人員及び備品の手配

(対談当日)

- ア 対談会場の設営
- イ 対談時のファシリテーション
- ウ 対談内容の録音及び写真撮影

④記事の執筆

受託者は、対談終了後、対談の内容をまとめ、公社ポータルサイトへ掲載する記事の執筆を行うこと。(4,000文字程度)

⑤公社ポータルサイト掲載用 WEB ページ制作

受託者は、作成した原稿を公社へ提出し、公社の確認をもって公社ポータルサイト掲載用 WEB ページを制作すること。(4,000文字程度、写真7点程度)

⑥対談完了報告書の作成

受託者は、対談完了後、以下報告内容例示を記載し、報告書を作成し公社へ提出すること。報告内容の詳細については、公社と協議の上決定することとする。

(報告内容)

- 対談完了報告書の概要 (A4片面1枚程度)
 - ・対談企業情報 (社名、従業員数、資本金、主な事業内容等)
 - ・対談情報 (実施日時、実施場所、所要時間等)
- 作成した原稿

6 成果物の納品

受託者は、次に示す成果物を納品すること。また、次に記載のないものであっても、業務の目的に照らして、当然に必要なものは納品すること。納品方法については、公社と協議のうえ決定することとする。

- (1) 導入事例 WEB ページ (DVD 等のメディア媒体)
 - ・WEB サイトソース一式 (HTML,CSS 等)・・・2部
 - ・画面遷移設計書・・・1部
- (2) 製品紹介 WEB ページ (DVD 等のメディア媒体)
 - ・WEB サイトソース一式 (HTML,CSS 等)・・・2部
 - ・画面遷移設計書・・・1部

- (3) 対談事例 WEB ページ (DVD 等のメディア媒体)
- ・WEB サイトソース一式 (HTML, CSS 等) . . . 2 部
 - ・画面遷移設計書 . . . 1 部

○納品先

〒101-0025 東京都千代田区神田佐久間町 1-9 秋葉原庁舎 5 階 総合支援課

7 受託者の責務

- ア 運営体制及び緊急時の連絡体制を整備すること。
- イ 受託者は、関係法令等を遵守し、準備作業、調査実施・運営管理に伴い生じる義務 (安全確保義務を含む。) 及び責任はすべて受託者の負担において措置すること。
- ウ 常に善良なる管理者の注意を持って業務を遂行し、業務の進捗状況について確認のうえ適宜報告すること。
- エ 受託者は、業務上知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。契約の解除及び期間満了後においても同様とする。
- オ 受託者は、個人情報について、別紙個人情報保護に関する特記事項を遵守しなければならないものとする。

8 履行期限

履行期限は2019年3月31日 (金) とする。

9 支払方法

検収後、受託者からの請求に基づき30日以内に指定された口座へ振込みにより支払う。

10 セキュリティポリシー要件

受注者は、本更新業務中に知り得た情報を他に漏らしてはならず、別途「公社情報セキュリティ対策基準」に定める事項を遵守することを求める「同意書」または「秘密保持契約」を提出するものとする。

特に契約に関しては下記の事項について要件を明記した契約を締結するものとする。

- ア 情報セキュリティポリシー及び実施手順等の遵守
- イ 委託先の責任者、委託内容、作業員、作業場所の特定
- ウ 提供されるサービスレベルの保証
- エ 従業員に対する教育の実施
- オ 提供された情報の目的外利用及び受託者以外の者への提供の禁止
- カ 業務上知り得た情報の守秘義務
- キ 再委託に関する制限事項の遵守
- ク 委託業務終了時の情報資産の返還、廃棄等

- ケ 業務委託の定期報告及び緊急時報告義務
- コ 発注者又はシステム管理者による監査、点検、検査がある得ること及びその場合の協力義務
- サ 事故発生時の報告及び対応義務
- シ 遵守事項についての同意書等の提出
- ス 情報セキュリティに関する要件が遵守されず、事故が発生した場合の規定（損害賠償等）
- セ 情報セキュリティ事故発生時の事故内容、事業者名等の公表があり得ること

11 著作権等

この契約により作成される納入物の著作権等の取扱いは、以下に定めるところによる。

- (1) 受託者は、納入物のうち本委託業務の実施に伴い新たに作成したものについて、著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）第 2 章第 3 節第 2 款に規定する権利（以下「著作権者人格権」という。）を有する場合においてもこれを行使しないものとする。ただし、あらかじめ委託者の書面による承諾を得た場合はこの限りでない。
- (2) (1) の規定は、受託者の従業員、この仕様書の規定により再委託された場合の再委託先又はそれらの従業員に著作権者人格権が帰属する場合にも適用する。
- (3) (1) 及び (2) の規定については、委託者が必要と判断する限りにおいて、この契約終了後も継続する。
- (4) 受託者は、納入物に係る著作権法第 2 章第 3 節第 3 款に規定する権利（以下「著作権」という）を委託者に無償で譲渡するものとする。ただし、納入物に使用又は包括されている著作物で受託者がこの契約締結以前から有していたか、又は受託者が本委託業務以外の目的で作成した汎用性のある著作物に関する著作権は、受託者に留保され、その使用权、改変権を委託者に許諾するものとし、委託者は、これを本委託業務の納入物の運用その他の利用のために必要な範囲で使用、改変できるものとする。また、納入物に使用又は包括されている著作物で第三者が著作権を有する著作物の著作権は、当該第三者に留保され、かかる著作物に使用許諾条件が定められている場合は、委託者はその条件の適用につき協議に応ずるものとする。
- (5) (4) は、著作権法第 27 条及び第 28 条に規定する権利の譲渡も含む。
- (6) 本委託業務の実施に伴い、特許権等の産業財産権を伴う発明等が行われた場合、取扱いは別途協議の上定める。
- (7) 納入物に関し、第三者から著作権、特許権、その他知的財産権の侵害の申立てを受けた場合、委託者の帰責事由による場合を除き、受託者の責任と費用を持って処理するものとする。

12 契約情報

公益財団法人東京都中小企業振興公社は、経営の一層の透明性の向上を図っていくため、「経営情報の公表に関する要綱」に基づき、特定契約（官公庁との契約や競争入札に適さない契約等）のすべて及び契約金額が 250 万円以上の契約案件を以下のとおり公表する。

（1）公表項目

契約方法（競争・独占・緊急・少額または特定の区分別）、契約種別（工事・委託・物品等の区分別）、契約相手方の名称、契約金額

（2）公表時期及び手法

決算の公表に合わせて年 1 回取りまとめ、当公社ホームページ及び閲覧により公表する。なお、公表の趣旨にご賛同いただけない場合は契約締結後 14 日以内に、文書にて同意しない旨申し出ることができる。

13 暴力団等排除に関する特約条項

暴力団等排除に関する特約条項については、別紙に定めるところによる。

14 その他

本仕様書に定めのない事項に関しては、委託者と受託者により別途協議すること。
応募に係る経費については応募者の負担とし、提出書類は返却致しません。

（担当）

公益財団法人東京都中小企業振興公社
総合支援部総合支援課

TEL 03-3251-7881

Email sien@tokyo-kosha.or.jp